

# 国立市被災建築物応急危険度判定 【判定業務基準マニュアル】

平成27年11月

## 判定業務の心得

1. 建物判定員は、この判定業務が日常職務に係わる重要な社会的責務であることを自覚し、市の定める本基準マニュアルを尊重し、迅速かつ誠実に被災建築物の建物判定を行う。
2. 建物判定の活動実施にあたっては常に余震や火災、工作物の倒壊等の災害情報に注意を払い、自身の安全確保を最優先する。

### 目的

本マニュアルは、国立市において大規模な地震災害が発生した場合、被災建築物の建物判定業務を行う建物判定員の行動基準および、判定方法等について定めることにより、被災建築物の建物判定を迅速かつ的確に行い、余震等による二次災害の防止を図ることを目的とする。

### 適用範囲

本マニュアルは、国立市が主動し市内で実施される建物判定業務および、それに従事する建物判定員に適用する。

なお、本マニュアルに記載のない事項で災害時における行動基準、その他事項は総合防災計画および、実施本部長の指示による。

### 用語

本マニュアルの用語については以下のとおり省略し表記する。

	略 称	解 説
1	市	国立市
2	建物判定	被災建築物応急危険度判定
3	建物判定員	被災建築物応急危険度判定員
4	地元判定員	市内在住・在勤者で市作成の建物判定員名簿に記載・登録された建物判定員【国立市ボランティア判定員】
5	応援判定員	市外から派遣される判定員
6	実施本部	国立市被災建築物応急危険度判定実施本部
7	総合防災計画	国立市総合防災計画（最新版）
8	避難所	総合防災計画に明記する指定避難所
9	職員	国立市職員

## 目次 ~ 判定業務基準マニュアル ~

目的	・・・ 1
適用範囲	・・・ 1
用語	・・・ 1

### 章 地元判定員編

1. 地元判定員の参集	・・・ 3
2. 建物判定業務の準備	・・・ 3
3. 建物判定業務の基本	・・・ 3
4. 建物判定業務の実施・報告	・・・ 4

### 章 応援判定員編

1. 応援判定員の参集	・・・ 5
2. 建物判定業務の準備	・・・ 5
3. 建物判定業務の基本	・・・ 5
4. 建物判定業務の実施・報告	・・・ 5

### 章 資料編

1. 判定ステッカーへの判定根拠	・・・ 6
2. 住民対応	・・・ 6
3. 国立市被災建築物応急危険度判定体制表	・・・ 6
4. 被災建築物応急危険度判定の流れ	・・・ 6
5. 国立市指定避難所等一覧表	・・・ 6

### 判定活動記録用紙、【MEMO】

# 章 地元判定員編

## 1. 地元判定員の参集

- (1) 地元判定員は、国立市において震度6(弱)以上の地震が発生した場合、国立市からの連絡・要請に係わらず、早急に実施本部に参集する。  
ただし、夜間(日没~日の出)発生の場合は実施本部の指示があるまで参集はせず、安全な場所で待機する。
- (2) 上記震度に満たない地震の場合でも、国立市から建物判定業務の依頼連絡があった場合は、速やかに実施本部に参集する。
- (3) 災害発生時は判定員の自覚を持って、判定活動に参加することを原則とするが、自身および家族の安全確保や自宅、勤務先の被災状況を勘案し総合的判断を行ったうえで自主的に参加の可否を決める。
- (4) 判定活動に参加する場合は、必ず事前に家族や勤務先等に判定活動への参加を伝え、実施本部等の緊急連絡先を伝える。
- (5) 初日以降も必ず実施本部に参集後、実施本部職員の確認を受けてから当日割り当てられた判定場所に向かう。

## 2. 建物判定業務の準備

- (1) 参集後、判定コーディネーターに対して氏名や健康状態等の必要事項のほか、実施本部到着までに確認した被災状況等を伝える。(受付)
- (2) 受付を終えた地元判定員は、班長より必要な判定機材の提供を受けるとともに、以下の項目について説明を受ける。

対象判定地域とその優先順位

判定活動中、緊急避難場所となる避難所の情報

余震情報(震度、頻度等)

被災地情報(危険区域等)

気象情報(気温、風速、降雨)

出発、帰還時刻、帰還時刻に遅れる場合の対応方法

避難所への移動手段、道路状況

緊急時の連絡方法

## 3. 建物判定業務の基本

- (1) 建物判定業務従事中は実施本部長の指揮下に入るものとし、判定業務に関する内容および指示事項は、判定コーディネーターまたは、班長より行う。
- (2) 判定業務は班長より指示があった別判定員との2人1組体制(チーム)とし、他の判定員との交代、単独での判定業務は行ってはならない。
- (3) 判定業務を行う際は、国立市応急危険度判定員登録証を携帯し、「国立市応急危険度判定員」と明示された腕章およびヘルメットを着用する。

- ( 4 ) 判定業務中および移動中は、指示された地域であっても危険と判断される箇所には近づかない等、無理な活動はしない。
- ( 5 ) 緊急時（事故・負傷等）や危険建物・地域を確認した場合は、班長を経由して本部に速やかに報告し、指示を仰ぐ。
- ( 6 ) 判定活動は迅速かつ的確に行い、判定員としての自覚を持ち、住民に対しても誠意をもって対応する。

#### 4 . 建物判定業務の実施・報告

- ( 1 ) 判定は1棟ずつ丁寧にいき、判定結果については必ず1棟ごとに記録する。
- ( 2 ) 記録用紙への記入は必ず「東京都防災ボランティア登録証」を有する判定員が行う。
- ( 3 ) 判定の判断に悩む場合は、必ず危険度合いの高い判定結果を掲示する。
- ( 4 ) 判定対象建物に居住者等が在宅の場合はパンフレットを配布し、出来る限り直接、判定結果を通知し対処方法についても分かりやすく説明する。
- ( 5 ) 判定ステッカーは必ず建物の出入り口等、居住者だけでなく通行人にも見やすい位置に掲示する。必要と判断する場合は、状況に応じ複数箇所に貼る。
- ( 6 ) 判定終了後の住民からの問合せに的確な回答ができるよう、記録用紙および判定ステッカーには判定根拠を明確に記載する。
- ( 7 ) 判定業務中、判定以外の活動を求められた場合は依頼された内容の緊急性や重要性を考慮し実施本部に速やかに報告し、指示を仰ぐ。
- ( 8 ) 判定対象地域以外の建物や、判定対象外用途建物の所有者等から判定を依頼された場合は本部への問い合わせをお願いし、その場で判定を引き受けない。
- ( 9 ) 判定に関するトラブル等により、判定ステッカーの掲示ができなかった場合は、所有者等がいる場合は口頭で判定結果を伝え、その旨を経過とともに記録用紙に記入する。
- ( 10 ) 判定ステッカーを剥がされた場合は、再掲示は行わず記録用紙に経過の記録を記入する。必要に応じて本部へ連絡する。
- ( 11 ) 判定業務終了後、本部に戻り班長に判定結果および自己の健康状態の報告を行う。判定結果以外にも、危険箇所や要注意すべき地域等を確認した場合は合わせて報告を行う。
- ( 12 ) 班長は各チームから報告を受けた後、判定結果の集計とともに判定員からの報告で特に注意が必要と判断される事由についてもコーディネーターに報告する。
- ( 13 ) 班長は翌日も判定業務に参加できる判定員には、翌日の参集時間等の説明を行う。
- ( 14 ) 判定員は報告および判定機材の返却を全て完了してから帰宅する。

# 章 応援判定員編

## 1. 応援判定員の参集

- (1) 応援判定員は、東京都より依頼された団体から派遣された建物判定員とする。
- (2) 応援判定員は、派遣元団体より参集日時、参集場所、業務従事期間の説明を受け、家族、勤務先等と相談したうえで、自主的に参加の可否を決めた者と判断する。
- (3) 実施本部で受付を行うまでは、派遣元団体の指揮下に入る。
- (4) 初日以降も必ず実施本部に参集後、実施本部職員の確認を受けてから当日割り当てられた判定場所に向かう。

## 2. 建物判定業務の準備

- (1) 「 章 地元判定員編 2 .」に準ずる

## 3. 建物判定業務の基本

- (1) 「 章 地元判定員編 3 .」に準ずる  
ただし、(3)の応急危険度判定員登録証は「住居地の地方自治体で定める応急危険度判定員証明書」と読み替える。

## 4. 建物判定業務の実施・報告

- (1) 「 章 地元判定員編 4 .」に準ずる  
ただし、(2)の「東京都防災ボランティア登録証」は「住居地の地方自治体で定める応急危険度判定員証明書」と読み替える。
- (2) 判定員は報告および判定機材の返却を全て完了してから帰宅、もしくは本部が指定する宿泊施設に宿泊する。

# 章 資料編

## 1. 判定ステッカーへの判定根拠

(1) 判定ステッカーには判定結果の判断理由及び対処方法を簡潔に記載する。

【記載例】 基礎に大きな亀裂、被害拡大のおそれあり。避難所へ移動を。  
建物の傾斜大、被害拡大のおそれあり。避難所へ移動を。  
隣家の倒壊で被害が及ぶ可能性あり。一時避難所へ移動を。  
屋根瓦が落ちそうで危険だが、修理すれば安全。  
ブロック塀が傾いており、至急撤去の必要あり。

## 2. 住民対応

(1) 判定ステッカーには判定結果の判断理由及び対処方法を簡潔に記載する。

【質疑応答の例】

(a) 緑の表示について

Q. 「調査済」とはどういう意味か？今後どうすべきか？

A. 建物被害は軽微であり引き続き使用可能と思われませんが、注意して使用してください。また、部分的に損傷している箇所は早めに応急修理を行ってください。

(b) 黄の表示について

Q. 「要注意」とはどういう意味か？今後どうすべきか？

A. (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し) 建物に立ち入る場合はステッカーの注記に書いてある内容に従い、十分注意して使用してください。(就寝に使用できない場合は、その旨を必ず伝える。)

(c) 赤の表示について

Q. 「危険」とはどういう意味か？今後どうすべきか？

A. 建物は構造的に相当の被害を受けているため危険です。最寄りの避難所を利用してください。

A. 落下危険物等の危険な要因を取り除くことで、建物は利用可能となります。

A. 「危険」=「解体しなければならない」という意味ではありません。

(d) 判定結果について

Q. 言うことを聞かなければならないのか？強制力はあるのか？

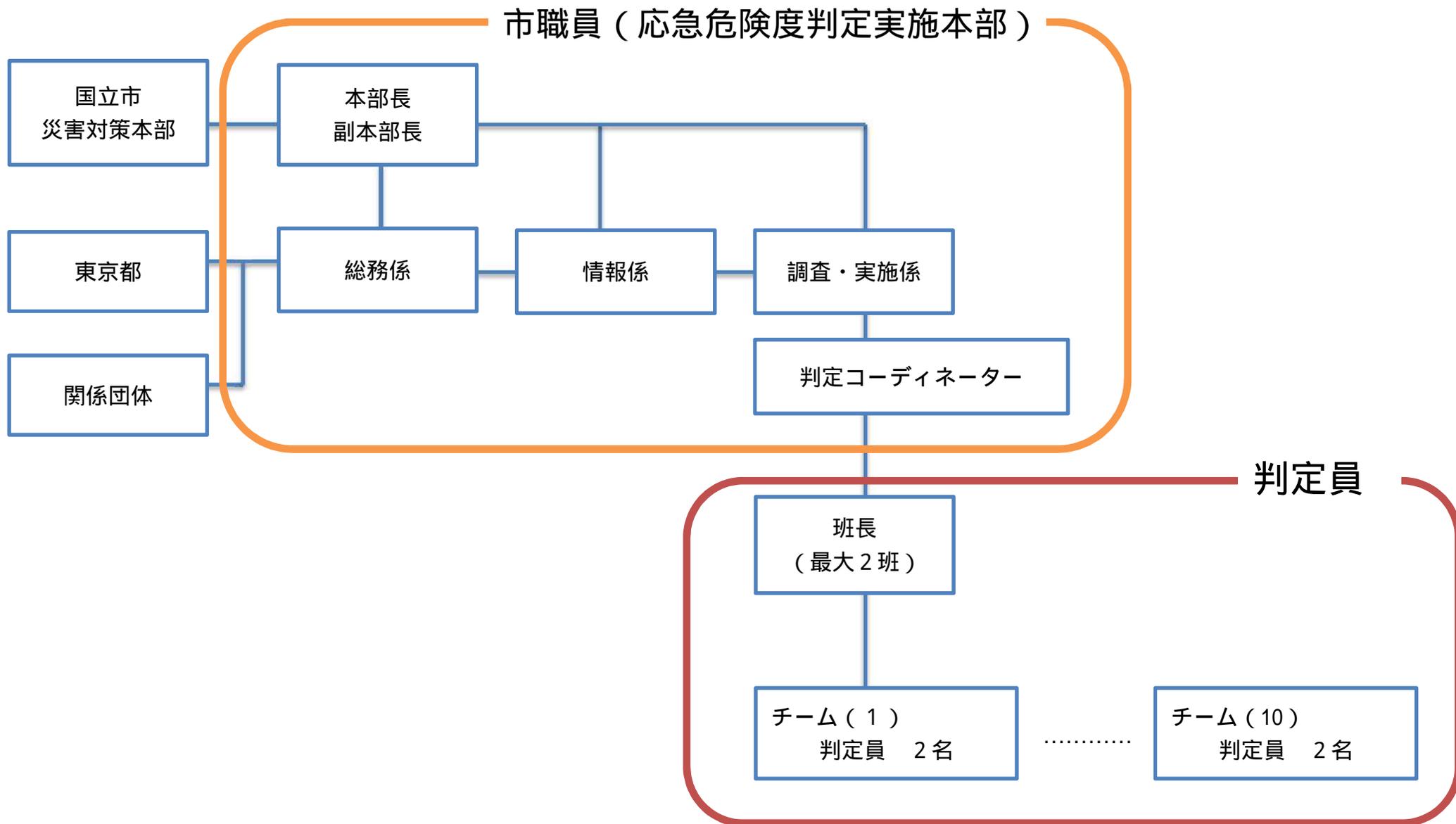
A. これは技術的見地から判断した表示です。強制力はありませんが市民の皆さんの安全確保が目的のため、ご理解とご協力をお願いします。

(e) 判定業務について

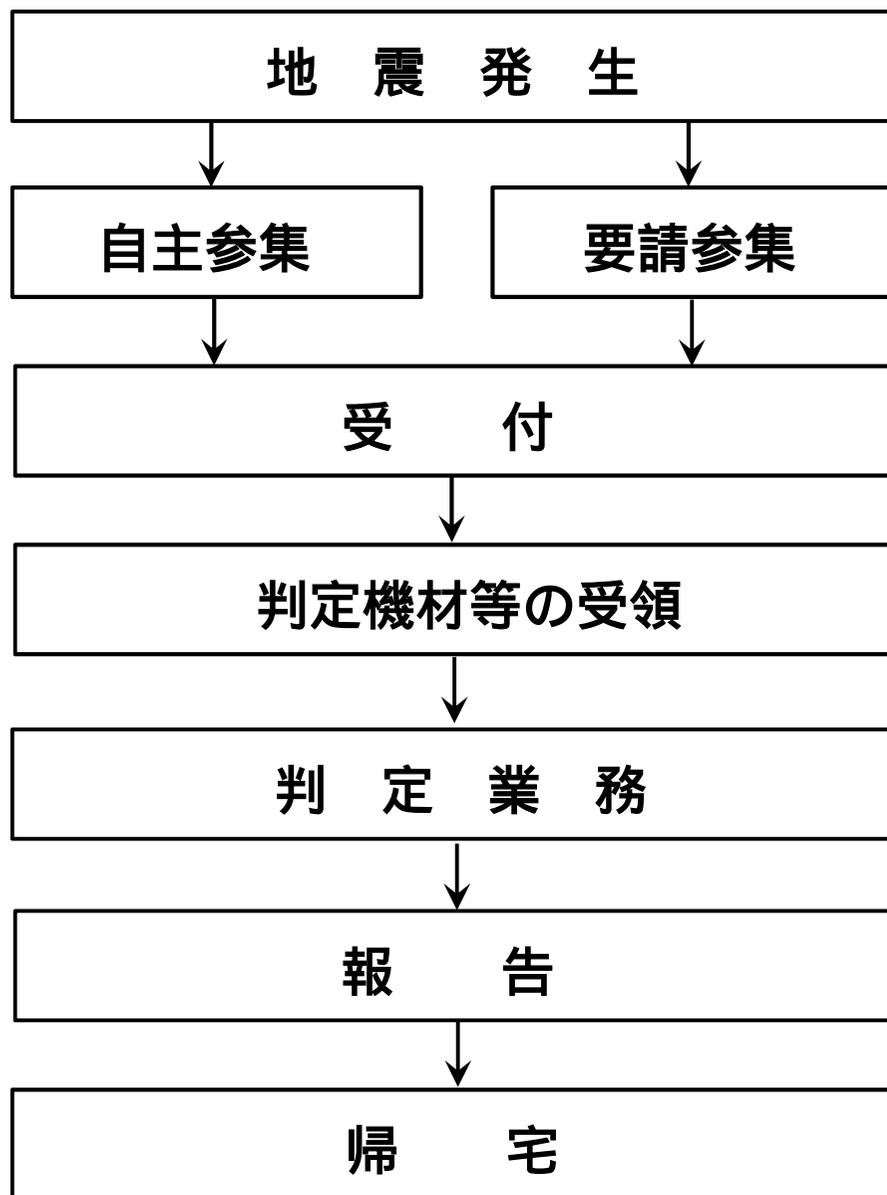
Q. 何をしているのか？

A. (応急危険度判定士登録証を提示し) 私たちは市の要請により、被災した建物を引き続き使用できるかどうか、また余震による使用者の二次災害防止を図るため、建物の安全性を判断しているところです。

### 3. 国立市被災建築物応急危険度判定体制表



4. 被災建築物応急危険度判定の流れ 《括弧内数字は本マニュアルの当該項目を示す》



自主参集（ ・ 1・(1) ）  
震度 6 弱以上の地震発生の場合

要請参集（ ・ 1・(2) ）  
震度 6 弱未満の地震発生の場合

受付（ ・ 2 ）  
従事日数に係わらず、毎回必ず行う。  
健康状態の確認のほか、本部到着までに確認できた市内被災状況について判定コーディネーターに報告する。

判定機材等の受領（ ・ 2 ）  
判定機材は、不足する備品について班長に申し出、提供を受ける。  
備品受取り後、指定判定地域、各種災害情報、判定業務時間や緊急時の避難所等について説明を受ける。

判定業務（ ・ 3 および ・ 4・(1) ~ (10) ）  
身の安全を第一に優先し、無理な行動はしない。行動の判断に迷った場合は実施本部に確認する。

報告（ ・ 4・(11) ~ (14) ）  
判定結果等の報告と判定機材の返却を行う。  
翌日以降も従事予定の場合でも、機材は全て返却してから帰宅する。

2日目で降も同様

5 . 国立市指定避難所等一覧表

	施設名称	住所	都市地図符号
指定避難所	1 国立第三中学校	谷保 1 3 4 8 - 1	F 1 0
	2 国立第一小学校	谷保 6 0 2 6	F 1 0
	3 国立第六小学校	谷保 6 6 0 0	D 9
	4 国立第三小学校	東 4 - 2 4 - 1	H 8
	5 国立第一中学校	東 4 - 2 4 - 1	H 8
	6 国立第二小学校	西 2 - 1 3	E 7
	7 国立第四小学校	北 2 - 2 9	F 6
	8 国立第八小学校	中 1 - 3 - 1	F 6
	9 国立第七小学校	富士見台 1 - 4 7 - 7	H 9
	10 国立第五小学校	富士見台 2 - 4 7 - 2	F 9
	11 国立第二中学校	富士見台 3 - 3 0	E 8
避難場所 指定緊急	12 多摩川河川敷公園	谷保 9 5 4 4	C 1 0
	13 中央郵政研修センター	西 2 - 1 8 - 4	E 7
	14 都立立川国際中等教育学校周辺	北 3 - 3 3	D 5
	15 一橋大学構内	中 2 - 1	G 7
	16 谷保第三公園周辺	富士見台 2 - 3 4	G 8
	17 東京女子体育大学構内	富士見台 4 - 3 0 - 1	D 8
避難所 候補施設	18 谷保東集会所	谷保 1 3 5 - 1	H 1 1
	19 坂下集会所	谷保 7 4 9 - 2	G 1 0
	20 南区公会堂	谷保 3 1 2 0 - 5	D 1 1
	21 下谷保地域防災センター	谷保 5 0 6 6	H 1 0
	22 中平地域防災センター	谷保 6 0 8 7 - 1	E 1 0
	23 久保公会堂	谷保 6 2 5 6 - 8	E 1 0
	24 四軒在家公会堂	谷保 6 7 7 5	D 9
	25 石神集会所	谷保 7 1 0 3 - 2	F 9
	26 千丑集会所	谷保 7 1 9 0 - 4	F 9
	27 東地域防災センター	東 1 - 1 3 - 1 3	H 6
	28 東福祉館	東 3 - 1 8 - 3 2	I 7
	29 都立国立高等学校	東 4 - 2 5 - 1	H 8
	30 西福祉館	西 2 - 1 7 - 3 2	E 7
	31 北福祉館	北 2 - 1 9 1	F 6
	32 くにたち北市民プラザ	北 3 - 1 - 1	E 6
	33 くにたち立東福祉館	北 3 - 2 3 - 1	E 5
	34 中一丁目集会所	中 1 - 1 0 - 3 4	G 6
	35 中地域防災センター	中 2 - 1 0 - 7	F 7
	36 都立国立第五商業高等学校	中 3 - 4	F 8
	37 富士見台一丁目集会所	富士見台 1 - 8 - 4	H 9
	38 富士見台二丁目集会所	富士見台 2 - 3 2 - 1	G 9
	39 くにたち福祉会館	富士見台 2 - 3 8 - 5	G 8
	40 富士見台地域防災センター	富士見台 3 - 1 3 - 5	F 8
41 矢川集会所	富士見台 3 - 3 2 - 4	E 8	
42 青柳福祉センター	青柳 2 4 4	C 9	
43 くにたち南市民プラザ	泉 2 - 3 - 2	E 1 1	

着色施設は地図上明記なし  
【 市役所位置：F-9 】

判定活動中に大規模余震等が発生した場合は、原則として指定避難所または、指定緊急避難場所への避難を優先する。

避難所候補施設は地域自治会等の自主運営による一時避難所としての位置付けである。

# 判定活動記録

氏 名 \_\_\_\_\_

## 【MEMO】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

活動年月日	年 月 日 ( )		
作業開始時間	午前・午後 時 分	作業終了時間	午前・午後 時 分
本部帰還時間	午前・午後 時 分	緊急時避難先 (一覽表NO, )	( )
班 長 氏 名			( )
同伴判定員氏名		緊急時連絡先 (本部連絡先)	
注 意 事 項			

作業開始時間	午前・午後	時	分	作業終了時間	午前・午後	時	分
本部帰還時間	午前・午後	時	分	緊急時避難先 (一覽表NO, )	( )		
班 長 氏 名					( )		
同伴判定員氏名				緊急時連絡先 (本部連絡先)			
注 意 事 項	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>						

活動年月日	年 月 日 ( )						
作業開始時間	午前・午後	時	分	作業終了時間	午前・午後	時	分
本部帰還時間	午前・午後	時	分	緊急時避難先 (一覽表NO, )	( )		
班 長 氏 名					( )		
同伴判定員氏名				緊急時連絡先 (本部連絡先)			
注 意 事 項	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>						